○総務省告示第六十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和五十八年郵政省告示第二百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和五十四年郵政省告示第五百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成三十年二月二十六日　総務大臣　野田　聖子

一　昭和五十八年郵政省告示第二百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［一　略］

二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲		当該区域に係る地域の名称
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	
［一～一一　略］					
一二	放送業務用	㈠　福岡県福岡市博多区東公園七―七（五〇・六）	〇六	五〇	福岡県　福岡市　博多区　東公園、吉塚本町、吉塚一丁目、同三丁目、豊一丁

改正前

［一　同上］

二　［同上］

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲		当該区域に係る地域の名称
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	
［一～一一　同上］					
一二	放送業務用	㈠　福岡県福岡市博多区東公園七―七（五〇・六）	〇六	五〇	福岡県　福岡市　博多区　東公園、吉塚本町、吉塚一丁目、同三丁目、豊一丁